「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」 連絡区分Ⅲに係る連絡(平成18年10月分)について

本日、北陸電力㈱から、「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ(保守情報として連絡することが適当なもの)に該当する平成18年10月分の連絡があった。

今回、連絡があった事象は、高圧タービン内で発見された粒状金属が他の機器へ流入 しているか否かの点検の際に、給水加熱器の排水管の弁内でマーキングペンが発見され たもののみである(10月27日北陸電力公表済み)。

参考)北陸電力HP http://www.rikuden.co.jp/press/attach/06102702.pdf

なお、本事象により、直ちに発電所の安全性に問題が発生することはなく、また、外 部への放射能の影響もない。

今後、県では、定期的に行っている立入調査によって、引き続き、点検状況等を確認 していくこととしている。

平成18年11月10日原子力安全対策室

(直通) 076 (225) 1465

(県庁内線) 4234